

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	子ども政策局 子ども家庭課	平川 顕作
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)	障害福祉課、子ども未来課	
事業群名	⑥ 障害のある子ども等への支援	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額 2,064,186	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テニジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)							
障害のある子どもや特別に支援が必要な子どもの保育所等への受け入れを促進するとともに、発達障害のある子どもやその家族が、身近なところで支援が受けられるよう、発達障害者支援センターの専門性を活かしながら、地域における支援体制の整備、充実を図ります。		i) 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れ促進 ii) 保育所、幼稚園、認定こども園における医療的ケア児の受け入れ促進 iii) 身近なところで支援が受けられるための市町の発達障害者支援体制の整備 iv) 発達障害者支援センターと関係機関との更なる連携強化 v) ペアレント・プログラムやペアレント・メンター等による家族支援の充実							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 令和2年度からは、市町母子保健担当者を主な対象として、平成29年から30年にかけて養成したプログラムの指導者による、研修型ペアレント・プログラム※1を実践し、令和2年度は2市で9名、令和3年度は1町で6名の支援者を養成した。今年度は1市で実践予定である。 発達障害児の支援において、ペアレントプログラムによる支援ニーズは高く、引き続き支援者の養成を図る必要がある
	目標値①		24人	24人	24人	24人	24人	24人(R7)	
	実績値②	14人(R元)	29人						
	達成率②/①		120%						順調
※1 子育てに不安を抱える保護者などが子どもの理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした厚生労働省が推奨する子育て支援プログラム									

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		R2目標	R2実績	達成率		
取組項目 i	○	1	放課後児童クラブ推進事業費	1,356,320	1,354,511	3,912	令和3年度事業の実施状況(令和4年度新規・補正事業は事業内容)  事業対象	【活動指標】	数値目標なし		273	—
				1,421,196	1,419,315	3,895			数値目標なし	283	—	
				1,503,807	1,501,757	3,841			数値目標なし			
			子ども・子育て支援法第59条									
			H14-				【成果指標】	数値目標なし	527	—		
			子ども未来課	○	○	—	市町	放課後児童クラブ障害児登録児童数(人)	数値目標なし	575	—	
				○	○	—			数値目標なし			

取組項目 i	○	2	幼稚園私立学校助成費	605,243	447,472	10,954	私立幼稚園等の運営に要する経費の一部を助成することで、特色ある学校づくりを支援し、私立学校における教育の振興と保護者負担の軽減を図った。 (特別支援教育を実施する幼稚園等を設置する学校法人に対する支援)	【活動指標】	100	79	79%	●事業の成果 ・県内の私立幼稚園等を設置している学校法人に対して運営費の補助を行うことにより、私立幼稚園等の運営に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・当該支援事業を実施することで、障害のある子どもや特別に支援が必要な子どもの県内の私立幼稚園等への受け入れを促進した。
				616,096	441,590	10,906		特別支援を要する幼児が希望する法人へ入園した割合(%)	100	84	84%	
				643,317	433,719	10,753		【成果指標】	100	79	79%	
				私立高等学校等経常費助成費補助金交付要綱				特別支援を要する幼児が希望する施設へ入園した割合(%)	100	84	84%	
			H12- こども未来課			—	—	—	幼稚園等を設置する学校法人	100	—	
取組項目 ii	○	3	障害児等療育支援事業費	4,818	4,818	2,347	指定施設(障害児入所施設等)によって、療育3事業(①訪問による療育指導、②外来による療育相談、指導、③保育所等職員への療育技術指導)を実施することで、在宅障害児等の地域生活支援を図った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・県内4施設を指定し、計1,144件の指導を実施し、療育機能の充実を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・身近な所で専門的な療育、相談等を受けることができる体制を整備することで、在宅の障害児等の福祉の向上に寄与した。
				4,992	4,992	779		事業実施施設数(事業所)	5	4	80%	
				5,404	5,404	768		【成果指標】	1,450	1,294	89%	
				障害者総合支援法				療育3事業実施件数(件)	1,450	1,144	78%	
			H15- 障害福祉課			—	—	—	在宅の障害児	1450	—	
取組項目 iii	○	4	子育て支援新制度関係対策費(医療的ケア児保育支援事業)	6,057	2,020	3,912	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」という。)が、保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう、看護師の配置等に要する費用を補助した。	【活動指標】	数値目標なし	12	—	●事業の成果 ・県内の12施設で人の医療的ケア児の受け入れを行い、保育が必要な医療的ケア児の支援が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・当該事業の実施により、保育所等における医療的ケア児の受け入れ促進に寄与した。
				5,375	1,792	3,895		医療的ケア児受け入れ施設数(施設)	数値目標なし	—	—	
				12,656	2,533	3,841		【成果指標】	数値目標なし	13	—	
				医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第6条				医療的ケア児受け入れ児童数(人)	数値目標なし	—	—	
			R元- こども未来課			—	—	—	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	—	—	
取組項目 iv	○	5	発達障害者支援センター運営事業	13,447	7,545	46,944	発達障害への理解を促進するため、住民・関係機関への啓発研修を行った。 また、身近な地域の相談窓口で業務を行う方を対象とした従事者育成研修会を新たに実施するとともに、発達障害児及び家族に関する相談支援や、支援機関への助言等を行い、地域の体制整備づくりに向けて取組んだ。	【活動指標】	260	246	94%	●事業の成果 ・当事者や家族、支援者の合計230名の参加によりオンラインによるしおさいセミナーを開催し、発達障害の理解促進及び支援者の資質向上に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関の資質向上を目的とする研修により理解が深まり、地域支援が進むとともに、発達障害者支援センターの認知度が高まり、関係機関との連携強化にもつながっている。
				12,759	6,872	46,086		しおさいセミナー参加者数(人)	240	230	95%	
				14,340	7,185	46,740		【成果指標】	90	98	108%	
				発達障害者支援法				しおさいセミナー参加者の理解度(%)	90	98	108%	
			H16- こども家庭課			—	—	—	発達障害児・者、家族、関係者	90	—	
取組項目 v	○	6	発達障害児支援体制整備事業	4,356	2,178	7,824	ティーチャートレーニング※1を地域で普及する指導者を育成することにより、子どもの特性に応じた適切な支援を提供できる環境整備を図った。 また、各地域でティーチャートレーニングを普及することを目的として養成した指導者に対し、さらなるスキルアップを図るための研修を行った。 ※1 ティーチャートレーニング:発達障害のある子への効果的な対応を学ぶ、保育士・幼稚園教諭・教員等向けの研修	【活動指標】	10	9	90%	●事業の成果 ・指導者の地域偏在解消に向け、指導者が少ない地域において優先的に研修会を開催し、指導者を養成した。さらに養成した指導者に対してスキルアップ研修等を行い、普及するにあたっての資質向上を図った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ティーチャートレーニングを地域で普及する支援者を育成することにより、地域において、対象の子どもたちに適切な支援を提供できる体制整備に寄与した。
				3,768	1,885	7,681		地域発達体制整備研修の開催回数(回)	10	18	180%	
				5,588	2,795	7,790		【成果指標】	6	7	116%	
				発達障害者支援法第13条				R2:指導者育成数(人)	25	25	100%	
			H19- こども家庭課			○	—	—	ティーチャートレーニング受講者、療育事業所職員	R3-:スキルアップ研修受講者数(人)	20	

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブにおける障害のある子どもの受け入れ促進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能と各圏域内における在宅障害児への支援機関との重層的な連携を図ることで、在宅で生活する障害児の福祉の向上に寄与している。現状全ての圏域において事業を実施できていないため、指定機関の増加を含め、効果的な事業展開を図っていく必要がある。</li> <li>・障害がある子ども等の受け入れに際しての環境整備や手厚い人材配置などがネックとなり、受け入れができない施設等もあることから、補助事業等の活用を促していき、更に受け入れの体制確保を図っていく必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町や指定機関との意見交換等により療育支援を促進するとともに、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、指定機関の増加等も含め検討を行う。</li> <li>・施設整備に対する補助、人的配置に対する補助や運営費の加算等を引き続き実施するとともに、受け入れのための職員研修等も併せて実施していく。</li> </ul>
<p>ii 保育所、幼稚園、認定こども園における医療的ケア児の受け入れ促進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の受け入れに際しては、ケアを行う看護師又は一定の研修等を受けた保育士等の確保が第一の課題であり、その他、市町においては医療機関や保健所などの関係機関との調整や保護者との協議などを行う必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアを行う人材を雇用するための費用は、医療的ケア児保育支援事業等の活用を促し、令和4年度開設の長崎県医療的ケア児支援センター及び関係課並びに市町と連携するなど受け入れ促進を図る。</li> </ul>
<p>iii 身近なところで支援が受けられるための市町の発達障害者支援体制の整備</p>	
<p>iv 発達障害者支援センターと関係機関との更なる連携強化</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援センターに相談が集中している現状があることから、発達障害児・者とその家族が身近な地域で切れ目ない相談及び支援が受けられる体制整備を強化するために、発達障害児(者)を持つ家族や支援者に対し、発達障害の理解促進及び適切な対応スキルの向上を図る必要がある。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域の相談窓口で業務を担う方を対象とした従事者の育成研修や、引続き県民の方々へ発達障害に関する理解促進のための普及啓発を行う。</li> </ul>
<p>v ペアレント・プログラムやペアレント・メンター等による家族支援の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害児支援体制整備事業において、主にティーチャートレーニング普及に取り組んできたが、一定普及が進んできたことから、新たな事業にシフトしていく必要がある。</li> <li>・子育てに不安のある保護者が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図るために、各市町におけるペアレント・プログラムの支援者及びペアレントメンター<sup>※2</sup>の養成が必要である。</li> <li>※2自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親をいう。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティーチャー・トレーニングが各地域での自主的普及へ円滑に移行できるよう支援を行う。</li> <li>・ペアレント・プログラムの支援者及びペアレントメンターの養成に力を入れ、家族支援の充実を図る。</li> </ul>

### 4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性			
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
取組項目1	○	2	幼稚園私立学校助成費	—	—	—	私立学校は、公教育の一翼を担っているが、少子化等により学校法人の運営はますます厳しくなっており、今後とも本事業を継続し、保護者負担の軽減及び私立学校の活力と魅力を高めることにより、本県教育の充実を図るとともに、幼稚園等に補助金の積極的な利用を促すことで特別支援教育を実施できる環境を整えてもらい、幼児が希望する幼稚園等に入園できるよう働きかけていく。	現状維持	
			H12-						
			こども未来課						
	3	障害児等療育支援事業費	—	—	—	—	各市町や指定機関との意見交換等により療育支援を促進するとともに、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、指定機関の増加等も含め検討を行う。	現状維持	
			H15-						
			障害福祉課						

取組項目 ii	○	4	子育て支援新制度関係対策費(医療的ケア児保育支援事業) R元- こども未来課	関係課や市町との連携の他、令和4年度開設の長崎県医療的ケア児支援センターとも連携し、幼稚園・保育所等への受け入れを推進する。	⑤	医療的ケア児の保育所等利用についての相談は増加傾向にあることから、医療的ケア児保育支援事業等の活用を促しつつ、長崎県医療的ケア児支援センター及び関係課並びに市町と連携し、幼稚園・保育所等への受け入れを推進する。	現状維持
取組項目 iii iv	○	5	発達障害者支援センター運営事業 H16- こども家庭課	—	—	引き続き、従事者育成研修及びフォローアップ研修を開催し、併せて未受講の市町を中心に参加し、身近な地域において相談支援が受けられる体制を整備していく。また、継続的に発達障害の普及啓発を行うことで、発達障害の理解促進に努める。	現状維持
取組項目 v	○	6	発達障害児支援体制整備事業 H19- こども家庭課	全市町にティーチャー・トレーニングの指導者の育成できたことから、指導者の資質向上等を目的に、指導者に対するスキルアップ研修会を実施する。	③	ティーチャー・トレーニングの指導者数の地域偏在も解消し、各地区の保育会により実施されていることから、ティーチャー・トレーニングの指導者養成研修は終了し、ペアレント・プログラムの市町での横展開を図るため、研修型ペアレント・プログラムにて指導者養成に取り組んでいく。	改善

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点